

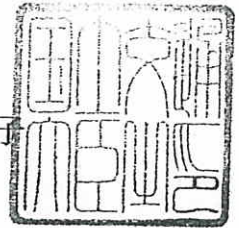


認 定 書

国 住 指 第 2215 号
平成 14 年 5 月 17 日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第一号イ(柱:1 時間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF060CN-9034

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

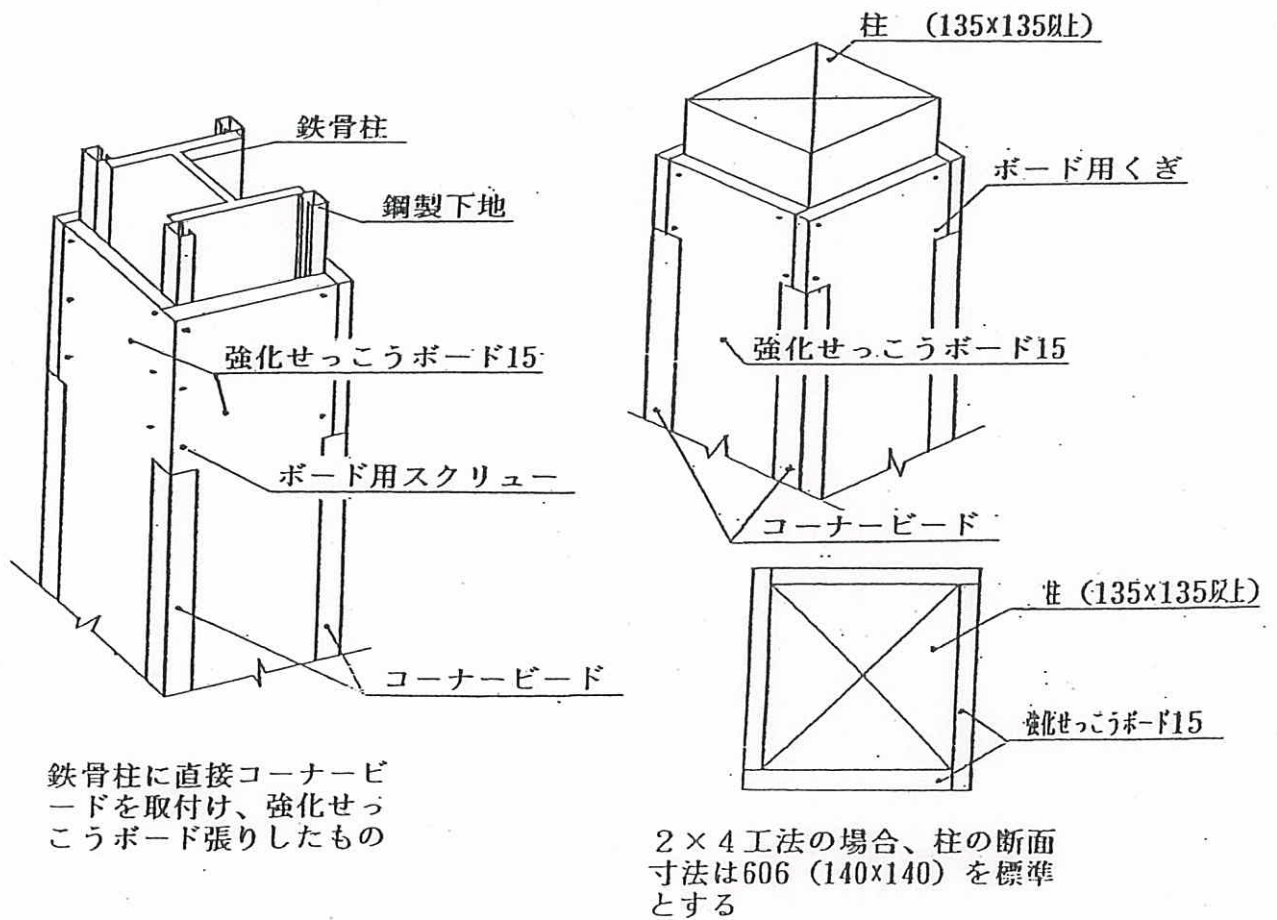
強化せっこうボード被履柱

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定番号	QF060CN-9034	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	強化せっこうボード被覆柱	申請者名：社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

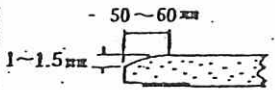
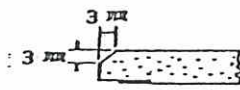
1. 用途 柱
2. 試験機関名 建設省建築研究所
3. 構造説明図 (単位 mm)



4. 材料等説明

4-1 主構成材料

1. 強化せっこうボード

項目 \ 種類	GB-F(V)		GB-F(N)	
国土交通大臣認定番号	NM-8615			
日本工業規格	JIS A 6901			
厚さ (mm)	15±0.5			
寸法 (mm)	606×1820	606×2420	606×2730	606×3030
	910×1820	910×2420	910×2730	1210×2420
(許容差：幅 0、-3 長さ +3、0)				
側面形状	①テーパエッジ		②ベベルエッジ	
				
	③スクウェアエッジ			
比重	0.75 以上			
重量(kg/m ²)	11.3 以上			
含水率 (%)	3.0 以下			
組成 (しん材)	GB-F (V)		GB-F (N)	
	①せっこう	95%以上	①せっこう	95%以上
	②ガラス繊維	0.4%以上	②ガラス繊維	0.4%以上
	③ひる石	2.5%以上	③ひる石	2.5%以上
	④ガラス網	—	④ガラス網	あり (網目 5mm角)

2. 柱

(1) 木造

日本農林規格に定める品質を有するもので、断面寸法は 135 mm角以上のものとする。

(2) 鉄骨造

鉄骨柱は、JIS G 3353 (一般構造用溶接軽量H形鋼) の規格品とする。

4-2 副構成材料

1. 鋼製下地材

JIS A 6517 (建築用鋼製下地材) の規格品とする。

2. せっこうボード用くぎ及びスクリュー

(1) せっこうボード用くぎ

JIS A 5508 (くぎ) の規格該当品とし、長さは 45 mm以上のものとする。

(2) せっこうボード用スクリュー

JIS B 1125（ドリリングタッピンねじ）に規定するせっこうボード用スクリーンで、長さは40 mm以上のものとする。

(3) 補強用コーナービード

コーナービードは、防錆処理を施した亜鉛鉄板製またはアルミ製のもので、厚さは約 0.4 mm、幅は 25～30 mmのものを標準とする。

5. 標準仕様(施工仕様)

(1) 木造の場合

- ① 強化せっこうボードは、突き付け張りとし、目すきのないように張る。
- ② くぎ留めの間隔は 150 mm以下とする。
- ③ 強化せっこうボードの継ぎ目部分（出隅部分）は、補強用コーナービードをあてがい、留付け材で固定し、ジョイントコンパウンドを塗りたいらに仕上げる。
- ④ ジョイントコンパウンドは、下塗りが乾燥、硬化した後、さらに薄く上塗りをしたいらにする。

(2) 鉄骨造の場合

- ① 鋼製下地を鉄骨柱に直接または取付け金物をかいしてボルトまたは溶接等で取り付け、強化せっこうボードを張る。
- ② 鉄骨柱に木材等をかいして強化せっこうボードを張る場合もある。
- ③ 強化せっこうボードの張り方は、(1) 木造の場合と同じである。

6. 付帯条件

なし